

公示番号：170592

国名：ホンジュラス

担当部署：地球環境部 防災グループ防災第一チーム

案件名：首都圏斜面災害対策管理プロジェクト詳細計画策定調査（斜面災害対策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：斜面災害対策
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月上旬から2017年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.80/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	24日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月12日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	斜面災害対策に係る各種調査
対象国／類似地域	ホンジュラス／全途上国
語学の種類	英語/スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ホンジュラスの首都テグシガルパ市は盆地に発展した都市であり、周囲を傾斜地に囲まれていることから、降雨を誘因とする地すべり災害や豪雨に起因する洪水が発生しやすい地形的特性がある。実際、1998年に発生したハリケーン・ミッチの襲来に伴い、テグシガルパ市の旧市街地を中心に1,000人以上もの死者・行方不明者が発生している。また、近年、同市周辺では地方からの人口流入が顕著になっており、流入者の多くは、住居地域に限られることから、地すべりや崩壊といった土砂災害の危険性が極めて高い地域に居住せざるを得なくなっている。

JICAは開発調査「首都圏洪水・地すべり対策計画調査」(2001年～2002年)を実施し、テグシガルパ市の洪水・土砂災害対策マスタープランを策定した。加えて、抑制工(集水井工)を無償資金協力にて実施し2013年10月に完成した。また、シニアボランティア「地質工学」(2011年～2013年)派遣、科学技術研究員派遣「テグシガルパ市首都圏における地滑りに焦点を当てた災害地質学研究」(2011年～2014年)、個別案件(専門家)首都圏における地すべり対策能力強化支援(2015年-2016年)等の支援を行ってきた。また、技術協力プロジェクト「中米広域防災能力向上プロジェクト」(2007年～2012年、フェーズ2:2015～2020年)ではコミュニティ防災能力の向上を支援している。

これらの成果を踏まえ、地すべり危険地帯と判断された地域のリスクを具体的に削減していくべく、対策工の計画・設計・施工及び予警報避難に係る技術移転に向けた技プロの要請があった。この要請を受け今般、JICAは詳細計画策定調査を実施することとした。本調査は、ホンジュラス国政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、担当業務の報告書(案)を作成するとともに、他団員が担当する報告書(案)の取りまとめに対し、担当分野の専門的見地から必要な助言を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年10月上旬)
 - ①要請背景・内容を把握(要請書・ホンジュラスの斜面災害対策関連法制度、計画、

- 関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ホンジュラス側関係機関(テグシガルパ市役所(Central District Municipality, Alcaldía Municipal del Distrito Central: AMDC)のリスク総合管理部門職員、災害対策常設委員会(COPECO)職員及びホンジュラス国立自治大学(UNAH)職員等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ②別途 JICA が契約する評価分析団員が主となり検討するプロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operation) 案に対して、担当分野の観点からコメントする。
 - ③詳細計画策定調査団打ち合わせ、勉強会及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2017年10月上旬~2017年10月下旬)

- ①現地業務開始時にカウンターパート(C/P)機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜 JICA ホンジュラス事務所に対し進捗報告を行う。
- ②ホンジュラス側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③事前に JICA ホンジュラス事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、担当分野について分析を行うとともに、担当分野に係る追加情報・資料を収集・分析する。
- ④担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 先方政府の要請背景・内容
 - イ) 防災分野及び斜面災害対策分野における本プロジェクトの位置づけ
 - ウ) 上位計画、関連法規、制度・関連政策・指針、開発計画の確認等(特に災害対策や斜面災害対策に関するもの)
 - エ) 基本統計情報、既存資料等
 - オ) 防災分野の実施機関、関連機関の役割・関係
 - カ) ホンジュラス政府による斜面災害対策事業の実施状況、実績、既存データベース、既存施設
 - キ) ホンジュラスにおける斜面災害の概要、斜面災害施設の状況、防災計画、水文・気象・水理地質・地形・土地利用に関する情報
 - ク) 斜面災害管理における課題(組織体制、技術、資金、法制度、人材育成等)
 - ケ) その他、本プロジェクトを行う上で斜面災害管理の観点から留意すべき事項(現地住民の状況、中央政府とテグシガルパ市の連携状況、課題等)の整理及び提言取りまとめ
 - コ) 我が国の防災分野における協力効果の発現状況(例: 供与済ハード対策の維持管理状況、既往案件の提言事項の実施状況、地すべり台帳作成の進捗、人材育成等)
- ⑤テグシガルパ市内の斜面災害対策(構造物/非構造物対策を含む)に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) 現行の法制度、政策、開発計画の確認
 - イ) 土地利用・開発許認可に関するホンジュラス側関係機関の確認、責任分担の整理
 - ウ) ホンジュラス国立自治大学(UNAH)における斜面災害に係る知見・人材

育成状況に関する情報収集・分析

⑥現地踏査

- ア) テグシガルパ市内の既往のパイロット地域における斜面災害発生状況、モニタリング機材維持管理状況等
- イ) 本プロジェクトで導入すべき斜面災害対策工事の具体的な内容の検討

⑦他ドナーの活動状況

- ア) 他ドナーの援助動向の確認と今後の見通し
- イ) ドナー協調の現状及び連携の可能性の検討

⑧面談・視察後に速やかに記録を作成して他団員に共有する。

⑨収集した情報を他団員と協力して分析し、JICA 団員の到着前に中間報告として取りまとめる。

⑩他団員が主催する PCM ワークショップに参加し、担当分野の観点から結果の取り纏めに協力する。

⑪担当分野に係る本プロジェクト内容の検討（実施手法及び規模）

⑫担当分野に係る本プロジェクトで想定される現地再委託の TOR 検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）

⑬収集した情報を踏まえて、本プロジェクト実施に必要な機材及び調達方法・専門家・研修等投入計画、専門家業務内容を検討する。

⑭調査全体の情報収集の取りまとめへの協力

⑮収集した情報を踏まえて、他調査団員と協力して、以下のプロジェクト概要の担当分野部分を検討する。

- ア) 対象地域
- イ) 活動項目・内容
- ウ) 要員計画・活動実施工程
- エ) 資機材・調達方法
- オ) ホンジュラス側負担事項
- カ) 実施体制
- キ) 能力強化手法
- ク) プロジェクト成果の活用方法（ホンジュラス側・日本側）
- ケ) プロジェクト実施上の留意点

⑯上記検討結果を踏まえ、JICA 職員および評価分析コンサルタントが作成する PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（Minutes of Meeting）（案）（英文）及び R/D（Record of Discussion）（案）（英文）について、担当分野の観点からコメントする。

⑰担当分野に係る現地調査結果を JICA ホンジュラス事務所等に報告する。

⑱評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

（3）帰国後整理期間（2017 月 10 月下旬～11 月上旬）

- ①事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文1部)

上記成果品(1)の体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ヒューストン/アトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストン/アトランタ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2017年10月7日～2017年10月30日を予定しています。

本業務従事者は、評価分析コンサルタントと共にJICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 防災行政(JICA)

ウ) 協力企画(JICA)

エ) 斜面災害対策(本コンサルタント)

オ) 評価分析(JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ホンジュラス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

英語⇄スペイン語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

ホンジュラス共和国 首都圏地すべり防止計画準備調査報告書

(http://open_jicareport.jica.go.jp/555/555/555_613_12015038.html)

ホンジュラス国 首都圏における地すべり対策能力強化支援業務完了報告書

(http://open_jicareport.jica.go.jp/555/555/555_613_12263588.html)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上